

それから、3番目は公的主体が万が一損失を大きく生じた場合の責任の問題をどうするのか。

4番目が政治的な介入によって株価下落時のPKO (Price Keeping Operation)に使われて損失を被る可能性があるのではないかというようなことも指摘されていまして、アメリカは、カルパースとか、あいいった地方公共団体の運用に関しては、株式運用など積極的に入っている一方で、社会保障基金などにつきましては、主に(2)の①や②の観点から非市場性国債と呼ばれる、全く市場で売買されていない国債を運用するというようなスタンスをまだとり続けています。ただ、これに関しては株式を運用してはどうかというような議論もアメリカで積極的に行われているところでございます。

今、申し上げた(2)のいろいろな問題点に関しましては、現状でも基本方針みたいなものが、先ほどの紹介あったもので出ておりまして、例えば議決権行使のルールを明確にするとか、またはリスク管理体制の構築と責任権限の明確化、それから政治的介入から独立した運用ルールの明確化というようなことを一応図って、こういった対応をしようとしているということは現実としても進んでいるということでございます。

ただ、本来、年金資産というものが持つマクロ的なリスク・シェアリング機能が、そういったものを活かしつつ、それから、今申し上げた(2)のような、公的主体がいろんな運用をすることによって生じうる問題ということを発生させないということを考えると、大きな年金制度の枠組みの中で考えた場合、公的年金の積立金規模が過大になるということは、金融市場の観点、マクロ経済の観点から余り望ましくないということが言えるのではないか。むしろ、私的な確定拠出型年金といったようなものをどんどん広げていって、多様な投資家の見方が反映される資本市場を形成していくという方向を考えていくということが基本的な方向としては望ましいのではないかということでございます。

少し広い論点から、この問題を報告させていただきました。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、次は近藤委員お願ひいたします。

○ 近藤委員

「積立金の役割について」ということで考え方をまとめておきました。先ほど数理課長のご説明とか若杉委員のご説明と重なる部分もありますので、一応お含みおきください。

公的年金制度は、基本的には世代間扶養の考え方で運営されるべき制度であると私は考えております。したがって、その財政方式は賦課方式が基本となります。しかしながら一方で、我が国の急速な少子高齢化の進行を考えるときに、問題点として、毎年急速に保険

料を引上げていかなければならぬ。世代間の負担の格差が広がり過ぎる。高齢化のピークにおいて極めて高い保険料を徴収するか、大幅な給付の抑制が必要となる。高齢化のピークを過ぎた後も、高い水準の保険料を徴収するか、給付の抑制を行う必要があるという問題があります。

2番目として、将来の世代間の負担の格差を解消しようとすると将来にわたり平準的な保険料による運営が必要となります。この方式については、今すぐに急激に保険料を上げるということは現実的かどうかという問題。形成される積立金は平準保険料でやった場合に非常に膨大過ぎますので、運用ができるかどうかということ。デフレの加速等国民経済に好ましくない影響を与えるのではないか。

3番目として、このように考えてくると、賦課方式を基本としつつも平準的な保険料による財政運営の要素を取り入れた財政方式が一番現実的と言えるのではないでしようか。保険料を段階的に上げていき、将来に平準的な保険料による運営を目指す財政方式を採用すべきではないかと考えています。これは、現在、厚生年金や国民年金で採用している財政方式です。

急速に保険料を引上げていかなくてはならない事態を回避すること。世代間の負担の格差が拡大しすぎないことにも対処できるということだと思います。

このような財政方式の下での財政運営のポイントとなっているのが積立金の果たす役割であります。

高齢化のピークにおいては積立金の一部を取り崩して給付に充てることにより、保険料の水準を抑えることができる。先ほどご説明がありました。

高齢化のピークの後、定常的な人口構成になった将来においても、積立金の運用収入を活用することにより、保険料を賦課保険料よりも低い水準で運営していくことがができるわけです。

したがって、ここが問題なんですけれども、財政見通しどおり積立金が形成されることが重要で、特に運用については平均的に財政再計算の前提となっております実質運用利回り、前回再計算のときでは1.5%、これが実現されるということが重要です。

また、社会経済情勢をよく見きわめながら、保険料の段階的引上げは、数理部会（前数理部会）の第5次報告にもありますように、なるべく早く行うことが望ましいと考えます。前回の改正で保険料を引上げられなかつたことは、財政規律という観点から好ましくない前例ができてしまったと私は考えております。西欧諸国の保険料水準と比べましても、我が国の水準はまだ低いと言える段階だと思います。引上げを怠ると高齢化のピーク、その

後の保険料水準が極めて高くなってしまうという悪影響を残すと思います。

なお、これはちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、積立金を取り崩せば保険料をもっと低く設定できるのではないか、という議論を耳にしますが、先ほどのご説明にもありましたように、当面は低くできても高齢化のピークやその後における保険料の水準を考えない暴論であり、これは一番重要なのですけれども、将来世代に対する責任の放棄であるというふうに考えております。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。では堀委員、お願ひいたします。

○ 堀委員

私の資料の第1と第2がこの問題についての部分です。

公的年金制度の財政方式は、基本的には賦課方式で行うべきである。その理由ですが、一つは、公的年金の目的は生活を保障することです。したがって、物価や賃金の変動に応じて柔軟に対応できなければならないのですが、それができるのは賦課方式しかない。2点目が、完全積立方式に移行すると巨額の二重の負担が生ずることです。3点目は、完全積立方式にすると、厚生年金で約500兆円という巨額の政府貯蓄ができるわけですが、このような巨額の政府貯蓄は様々な問題をもたらすのではないかということです。4番目は、積立方式は市場リスクに弱いということです。

賦課方式は政治リスクに弱いという面もあるのですが、賦課方式の一番の問題は世代間で不公平が生ずることです。それについては二つ目の「・」のところで述べています。これから高齢化が進み、賦課方式のままだと保険料を段階的に引き上げていく必要があるわけですが、そうするとできるだけ早い段階で保険料を引上げていって、保険料に関する世代間の格差を解消していく必要がある。すなわち、ある程度、保険料を積み立てて将来世代の保険料負担を軽くするということが必要ではないか。

第2の年金積立金をどうするかという問題ですけれども、年金積立金を保有する根拠としては、一つは今言いましたように、高齢化のピーク時の保険料負担を軽くするということです。2番目としては、段階保険料の段階をなだらかにする。3番目は投資資金の確保、4番目は高齢化が進む社会では、自分の老後の費用はできるだけ積み立てておく、そういう要素が必要ではないかということです。

問題は、どの程度積立金を保有すべきかということですが、理論的な答えはないと思うので、そこは政治的判断になるのかなというふうに思います。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、委員の方からの意見提出がございましたが、今のご意見、私も伺っておりましても、日本の場合、よく賦課方式なのか否か、あるいは修正積立方式型という言い方をしますが、そういう財政方式の考え方と積立金は関連している。また、ある程度、公的年金の中で積立方式を分離をするような形で制度を仕組むような話が一つは出てまいりました。

それから、現在の財政投融資の中の積立金の役割、性格づけの話は今かなり議論が分かれた点であると思います。

運用の仕方につきましても、過去の高利回り時代の遺産で持っているなというのが私の正直な印象であります。それで、今、資料についてのご質問を少し限定させていただいて、何分か時間をとりたいと思います。できればご意見は次回にまとめていただくとして、積立金関係の資料について、何かご質問があれば、今日のうちにそれはできるだけ受けておきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、小島委員。

○ 小島委員

先ほど数理課長から、ご説明いただきましたけれども、この前の財政再計算をもとにした試算で、積立金をいつの時点で使い切るかということで二つのシミュレーションを説明いただきました。これはあくまでも運用利回り 4 %、実質 1.5 % を大前提にして、ピーク時の保険料引下げ効果が 4 % 程度だということで出されている、そこは大前提をどう見るかというのは大変重要な問題であります。この二つのシミュレーションでは、2040 年時点での積立金を使い切る、あるいは 2060 年で使い切るということで、そのときの完全賦課方式に移行するに当たっての保険料率のアップというのが出ています。なお、19.8 % という最終保険料率を維持するためには、ピーク時でも 3 年ないし 4 年の積立金を持っているという前提に立っています。

例えば外国の紹介でしたが、アメリカは 75 年後でも 1 年程度の積立金を持っているということから逆算して保険料率を試算する考え方です。このピークで 1 年分の積立金を持つという前提でシミュレーションした場合、どうなるかというという、これはお願ひです。

○ 坂本数理課長

そのような形での 1 年分の積立金を残すという前提でのシミュレーションは一応できようかと思います。ただ、この 1 年分という規模が、例えば、先ほど小島委員が例に挙げら

れました3年から4年というふうな積立金の規模に比べまして小さいということになりますので、その場合には最終的な保険料削減効果が小さくなるということは言えようかと思います。

○ 宮島部会長

今のは質問ですので、どこかの段階で、積立金の規模をこのくらいに置いたときには保険料率はどうなるかという試算を、それは一回シミュレーションをして出してもらえるといいと思います。

○ 坂本数理課長

そのシミュレーションさせていただきます。

○ 矢野委員

資料2-2の1ページ、何べんも拝見している資料なのですが、3ページ、4ページで積立金を取り崩していった場合にどうなるかということとの関係で質問をしたいのですけれども、11年度ベースで低位推計とした場合、どれぐらい保険料率が上がるかということを考えた場合に、2040年頃で1%程度、その後もそれ以上の負担増になるということだと思いますが。そうなると、仮に平成11年度財政再計算結果の保険料率のアップということを考えても、もし11年度ベースでの低位推計が実現していけば、積立金を取り崩すか、あるいは保険料率を上げなければならないと、こういう議論につながるのではないか。

また、さらに今回の新しい人口推計に基づいて計算すれば、その状況はもっと厳しくなるのではないか。その辺についてどう考えるのか、質問したいと思います。

○ 坂本数理課長

11年度財政再計算において低位推計でやった場合、あるいは今回の新しい将来人口推計で財政計画を立てる場合には当然最終的な保険料率を上げる必要が出てくるということは言えると思います。それをどのような形で負担可能な水準に抑えていくのかというのがこれから大きな議論になるのではないかと考えられるところでございます。

○ 宮島部会長

よろしいですか。

○ 矢野委員

意見はまた改めて。

○ 宮島部会長

わかりました。ほかにいかがでございましょうか。資料について。

○ 渡辺委員

施設運用について質問したいのですが、先ほどグリーンピアの話があったんだけれども、グリーンピアは赤字ということで、売れないところも相当あるようですが、要するに私が聞きたいのは、グリーンピアについては、これは還元融資ということで、かつての年福がやっていたわけで、あとはいわゆる社会保険庁になると思うんですが、いわゆる国民年金の各施設、厚生年金関係の例えればサンピア等の各施設もあると思うんですが、そういうしたものについての運用の考え方というのか、福利運用というとらえ方をしていらっしゃるのか、あるいは被保険者のためのいわばサービスといいましょうか、そういうしたことであって、これは運用でないと考えていらっしゃるのか。さらに言うならば、後ほどの資料請求という格好でもいいのですが、一体どういう財政状況になっているのか。特にグリーンピアの方は少し明るみに出てきたのだけれども、その辺の資料は出せるものなら出していただきたい。以上です。

○ 宮島部会長

これはできる範囲で。

○ 薄井社会保険庁総務課長

基本的には社会保険庁で持っております年金関係の福祉施設、これは運用というよりは、むしろ被保険者なり、あるいは年金受給者のための福祉としての事業、こういうふうな位置づけでございます。基本的には各施設独立採算ということで運営をいたしているところでございます。

関係の資料はどのような資料で整理できるか、ちょっと考えてみたいと思います。

○ 宮島部会長

渡辺委員、今のところ、これでよろしうございますか。

○ 渡辺委員

グリーンピアは今売却しているけど、売れないとなっている。特に指宿なんかは全然買い手がつかないという話が伝わっている。財政上、どういう赤字があって誰が被っているのか、もし資料が出せれば、あるいは今説明をちょっといただければほしいんですが。

○ 石塚資金管理課長

グリーンピアの運営については各運営主体の独立採算ということになっています。それぞれの13基地で、土地なり建物の取得価格ということで、現在までに約1,900 億円取得原価がかかっております。これを廃止するに当たって、最終的に13カ所譲渡するわけですが、どの程度で売却されるかということになると思いますけれども、当然相当取得当時に比べて土地の値段等も下がっておりますので、最終的に全部売れた後との差額について

ては、厚生年金特会なり国民年金特会で負担いただくというようなフレームになっております。

○ 宮島部会長

これもまだここで議論ございますので、そのときに必要な資料をわかり次第出していただくということをお願いしたいと思います。

それでは、時間がやや押しておりますが、最後は「第3号被保険者制度について」です。先ほど言いましたように、別途これについてはいろんな形で検討・議論が行われてきたものであります、総括的な論点の議論で抜けていたものを全部拾つておくということで、「第3号被保険者制度について」という大きな争点について最後に少し議論をしたいと思います。まず事務局から、資料につきまして説明を簡潔にお願いしたいと思います。

○ 木倉年金課長

それではお時間の関係もありますので、簡潔にご紹介申し上げます。

1回目のときに、去年の「女性と年金検討会」の報告書はおつけをしておりますけれども、それから3号関係部分を抜粋し引用をさせていただいたような資料でございます。論点で3-1の1ページ目をご覧いただきたいと思います。60年改正前と60年の改正のこと、これもご説明するまでもないと思いますので、ご覧をいただきたいと思うんですが、60年改正のときの数字でございますが、別添の資料の1ページの下で直近の数字をつけております。1987年、この3号制度導入直後のときの3号の数、1,093万人、女性が1,090万人、第2号被保険者は3,287万人ということですが、2001年3月末で見ますと、3号は1,153万人、女性が1,148万人、2号は3,742万人、女性は1,238万人、こういうふうな数字で推移をしているという状況でございます。

また、もとの資料に戻っていただきまして、こういう改正が行われた中で、3ページでございますけれども、これは論点のご紹介ということで、見直しを求める意見が強くなってきたことの見直しの方の意見のご紹介を報告書からさせていただいております。①、②とありますが、片働きを優遇する制度ではないか。就業調整の原因となっているのではないか。

②のように、3号といえども負担能力はあると考えられるのではないかということ。

③の方で、そもそもこの3号を第2号全体で支えることの社会的なこういう受容というものはなくなってきたのではないかということ。

4ページでございますけれども、先ほどもお話をありました第1号の方、自営業の方、あるいは母子家庭等の方は、個別に保険料を納めなければならないけれども、それと比べ

て不公平ではないかというようなこと。

⑤でございますけれども、育児期間等で理由があることはともかくとしても、そうした期間以外の場合の方は、自分で選択されて3号ということになっているのではないかということで、それが同じ基礎年金があるのは不公平ではないかということ。

⑥としまして、自ら保険料を納めないということで、年金制度への関心が薄れがちであったり、あるいは手続漏れ等の話も起きているのではないか。こういったご指摘があったところでございます。

こういうものを踏まえまして、ご議論あったわけですが、5ページでございますが、その前に諸外国を簡単にもう一度振り返っております。参考資料の4ページ、5ページにもつけておりますが、本文5ページにありますように、配偶者に対しまして、年金の給付を保障するというような仕組みはアメリカやイギリス、必ずしも同じ考え方というわけにはいきません。被扶養という概念はないようですけれども、アメリカ、イギリスについても見られるところであります。

アメリカの方では、例えば配偶者には被保険者の年金額50%。イギリスでは、夫生存中、被保険者の基礎年金の60%が見られる。自ら年金を持っていらっしゃる場合には調整はあるようでございます。

フランスでは、所得の制限は厳しいようでございますが、一定の加給金がある。

一方で、ドイツやスウェーデンについては、一定の所得がないと強制加入になってないということで、配偶者についても、そういう方には年金給付はない。

スウェーデンは保障年金という仕組みを始めて、低額の方にはそれで保障しているという仕組みが見られるというふうな動きでございます。

6ページでございます。女性と年金検討会におきましての、3号に負担を求める場合の考え方の整理が行われております。そのご紹介でございます。この中では大きく負担を求める考え方と、誰に負担を求めるか、主体の問題、具体的な負担を求める方法の問題、こういうふうなことで見直し案が整理をされておるわけでございます。

最初の「・」に考え方方が書いてありますが、負担というものを2号全体で負担能力に応じて求めるのか、それとも3号を抱えておる2号のグループだけに受益に応じて求めるのか。

次の「・」ですが、2号全体ということになると、その中で夫の賃金を分割して、妻の賃金を想定をして負担を求めるという考え方もある。

次の「・」ですが、3号を抱える2号全体でということになると、そのときに、妻

自身に負担を求める。その場合には定額とならざるを得ないのかもしれない。それから、夫を通じての負担を求ることになりますと、この場合に定額という考え方と応能負担で定率という考え方両方あるかもしれない、こういう考え方が整理をされております。

次のページ、7ページでございまして、さらに「〇」で、夫の賃金が大分高くなつくると専業主婦世帯の割合も高くなる傾向が見られるということに着目しまして、高賃金の方には、今の標準報酬の上限以上のものの保険料の負担を追加で求めるということで、全体で財源の縮減を図るという考え方、もう一つ、第3号被保険者としての扱いを受ける期間を育児や介護の期間というふうに限定をして、それ以外の期間では負担を何らかの形で求める、こういうものが整理されております。

それを表にしましたのが、次の7ページから8ページにかけての表でございまして、現行に対して第I案は、2号全体で賃金を分割して負担を妻にも求めていくことの考え方でございます。

第II案は、3号を持つ、2号での応益の負担ということで、ここでは妻に求めるものは定額の13,300円、1号と同じものを求めていく考え方があるのではないかということでございます。

次のページの8ページは、第III、第IV案は、3号を持つ2号でということでございますけれども、第III案は、仮に夫としますと、夫に定額の13,300円と1号と同じ負担を加算をして求めるという考え方。

第IV案の方は、夫に定率で、3号を持たない方に上乗せして、定率で上乗せの負担を求めるという考え方でございます。

第V案でございますが、これは先ほどありましたように、高い賃金の方について、標準報酬以上の追加負担を求めて全体の負担の縮減を図るという考え方でございます。

最後の第VI案は、育児・介護期間中の者に限る。その他の期間については何らかの形の負担を求めるという考え方でございます。

これに対しまして、9ページでございますけれども、論点としてそれぞれ挙げられたものを抜粋しております。

まず①ですが、第I案、賃金分割という考え方につきましては、税制や労働法制等社会制度全般がまだ整合がとれてない中で、年金制度がこの考え方を取りうるかどうかという指摘がございました。

次の段落は、3号に2階部分の報酬比例部分のものを給付するということになりますけれども、これについてどう考えるのか。一方で、今、就労していても低賃金の2号がいら

っしゃる。そういう方々よりも高くなる場合もあり得るのではないか。この辺のバランスをどう考えるかというようなこともご紹介ございました。

②でございますけれども、I、II、III、IV案ということで共通をしておりますけれども、事業主の方がどう考えるか。事業主の折半の負担というものがあるわけですが、これにつきまして、3号の保険料を別途求めることになりますと、これについて引き続き事業主に負担を求めるという考え方方がとれるかどうか。とれない場合にその財源をどう考えるのかという考え方でございます。

次のページ、10ページでございますが、③は、受益に着目して応益での考え方をとる場合のものでございますが、II案のもの、あるいはIII案のもの、IV案のものにつきましてですが、最初の「・」、現行の制度は3号のみならず、賃金が低い2号の方についても全体で応能で保険料負担を軽減をしているという形になっておる。このうちの3号の部分の負担だけ受益に着目した負担という考え方をとることが整合的かどうかということでございます。

それから、次の「・」では、諸外国では先ほどありましたように、所得がない方には適用外というふうな考え方ですが、日本の場合には、全国民共通の基礎年金ということを取り入れまして、所得のない方に対しても、13,300円の負担を求める、あるいは負担ができるない方には免除等の仕組みがあるということでございますけれども、通常は所得がないというふうに考えられるのではないかという3号について、受益に着目した負担を取り入れることが妥当かどうかといった論点があるということでございます。

それから、一番下でございますけれども、この中で受益に着目した応益一本ではなくて、応能と応益を組み合わせる、定額と定率を組み合わせるという考え方があるのかどうかというふうな点もご指摘あったところでございます。

次のページに行きまして、今のものとまた関連したような論点ですが、④、第II案、III案、13,300円という定額を求める場合の考え方についての論点でございますけれども、定額の保険料については、1号についてもやむを得ず、収入が必ずしも一律にとらえられないものについての定額の保険料の仕組み、これを3号にも及ぼしていくことになりますと、保険料の負担の逆進性という指摘があるもの、これを一層拡大していくことになるのではないか。

次のパラグラフでは、これで徹底をして考えていくと、3号のみならず2号についても基礎年金部分は定額のものを徴収することになるかどうかということでございます。

⑤につきましては、夫の方に上乗せで定額なり定率で取るという考え方のものにつきま

しては、片働きの夫の方の保険料率が高くなるということについて、事業主の理解なり、雇用行動への影響なりが見られるのかどうかという論点でございます。

⑥でございますけれども、夫にプラスアルファで負担を求める場合に、そもそも共有すべき社会連帯のリスクというものについてどう考えるのか。3号だけではなくて、男女の差の問題、子どもの有無の問題もあるのではないか。全体を十分考えなければいけないのではないかというご指摘でございます。

最後のページでございますけれども、⑦、第V案、高賃金の方について、追加負担を求ることについては、部分的な解決策にとどまるのではないか。税制や社会保障全般の再分配の考え方との整合性をどう考えるのかというふうなことでございます。

⑧は、第VI案で、育児等の期間のみ配慮するけれども、それ以外については負担を求めてはどうかということにつきまして、育児等の期間以外の扱いをどう考えるか。保険料負担をどういう考え方で徴収できるか。あるいは保険料ではなくて、そういう期間については、年金の給付の面での調整ということが考えられるのかどうかというふうなこと。そもそも育児期間中・介護期間中について特別な措置をとることが妥当かどうかという考え方についてのご指摘でございます。

⑨につきましては、保険料の天引き、特別徴収ということが、妻から負担を求める場合に引き継ぎできるのかどうか。特別徴収ができなければ未納の問題が生じてしまうのではないかという問題。

最後⑩、いずれの案についても、医療保険の方でも同様の被扶養配偶者の考え方がありますが、また配偶者以外の被扶養者の考え方をございますけれども、医療保険の方についても同様に見直して受益に着目した負担というような考え方方がとれるのかどうか、このようなご指摘があったところでございます。

ざっとご指摘だけの紹介でございますけれども、それについてのそれぞれの試算の例は別添の資料の各案についてつけてございます。そこにも論点として、それぞれのものについて今ご紹介しましたものを掲げてございます。こちらの方はご覧をいただければと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。この論点につきましては、すでにこの部会が始まりますときに、「女性と年金報告書」を皆さんにもお配りして論点を紹介する形で公になっていると思います。ちょっと時間がありますが、若干、堀さんからの今日メモが出ておりますし、あと、お一人かお二人ぐらい、ご意見を伺って終わりにしたいと思います。堀さんからペ

一 parity に沿いまして若干の説明をお願いいたします。

○ 堀 委員

資料 4 の最後の 16 ページの第 3 に、この制度についてのコメントをしております。私は女性と年金検討会に入って、詳細な意見をレジュメで提出したのですが、ここでは非常に簡単に述べています。

かつてのように、夫が働いて妻は家庭にいるという社会では、働く夫に世帯単位の年金を支給するのが適合的です。これに対し、ほとんどすべての世帯が共働きであるという場合には、夫と妻それぞれに個人単位の年金を支給するのが適合的です。しかしながら、現在は片働き世帯と、妻が働いていても家計補助的な仕事しかしてない、すなわち夫に妻が扶養されている、そういう世帯もかなりあるわけですね。第 3 号被保険者は 1,150 万人もいます。そうすると先に述べたように両極に割り切れない、そういうことから問題が生じているのではないか。問題は、基礎年金は個人単位化されており、個人単位化されると、働かない妻の年金保障に欠ける。それで工夫されたのが第 3 号被保険者だと思います。

先ほど説明がありましたように、妻に保険料を課すという案が幾つか出ているのですが、いずれも問題がある。負担能力の欠ける、あるいは負担能力の低い者に保険料を賦課するのは困難です。先ほど第 1 号被保険者との比較が述べられてましたが、第 1 号被保険者は定額負担で、サラリーマンの場合は応能負担、定率負担で、負担の原則が違いますので、第 1 号被保険者との比較は妥当ではないと思います。

何が重要かというと、「女性に不利な雇用・就労の改善が最重要課題」とここに書いてありますけれども、女性が家事・育児・介護するという社会慣行によって、女性雇用・就労が困難になっていることです。そのため女性は年金受給面で不利になっている。それを第 3 号被保険者がカバーしているということですから、基本的には男女の雇用機会あるいは雇用条件を改善して男女が等しく働けるようにする必要がある。それが実現されれば、第 3 号被保険者の必要性はなくなる。

いろんな代替案が提案されているのですが、なかなかいい案がなくて、基本的には第 3 号被保険者の範囲を縮小するのが妥当ではないかと思います。130 万円という要件だとか、パートの 4 分の 3 という要件を引下げるのが、現状では妥当なのではないか。

賃金分割という第 I 案について、「長期的には要検討」と書きました。この案もなかなか魅力的なのですが、果たしてこの考えが日本になじむかどうか。男女で就業機会とか賃金が同じであれば、わざわざ賃金分割する必要もなくなるんですね。そういうことも考える必要があるのではないか。